

○事務局長

それでは、ただいまから平成 30 年度第 7 回多良木町農業委員会総会を開会いたします。まず、谷口会長よりごあいさつをお願いいたします。

○会長

(会長挨拶)

○議長

それでは議事に入らせていただきます。

日程第 1 の議事録署名委員については、私から指名することにご異議ありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは私の方から指名をさせていただきます。

7 番の星原委員、8 番の岩崎委員にお願いしたいと思います。書記につきましては、事務局の方で担当させていただきますのでよろしくをお願いします。

○議長

日程第 2、議案第 20 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

議案第 20 号の提案理由の説明を事務局からお願いします。

○事務局長

それでは、議案第 20 号のご説明を申し上げます。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定につきまして、下記資料のとおり農地の権利移動等について許可申請があったので、許可、不許可についての意見を決定するものとするということでございます。

(2 件の申請についての説明)

○議長

ただいま事務局からの議案の説明に関連して、調査委員からの現地調査の報告をお願いします。

9 番。

○9 番

それでは、議案第 20 号の農地法第 3 条の許可申請に対する調査報告をいたします。

今回 2 件の申請がありましたが、昨日の 9 日に 7 番委員、9 番委員、17 番委員で調査いたしました。

まず、番号 1 の申請につきましては、農振農用地区域内農地となっておりまして、割り地 10 平米の売買による所有権移転となります。

許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であるとの協議結果でございます。

番号 1 の報告につきましては以上です。

続きまして番号2の申請につきましては、3筆とも農用地区域外農地となっております。合計面積2,373平米の売買による所有権移転となります。

許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございます。

番号2の報告につきましては以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま議案第20号の議案の説明と現地調査の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご意見ご質問等あれば出していただきたいと思いますが、何かありませんか。

(質疑・異議なし)

ないようですので、全員賛成ということで議案第20号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、日程第3、議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局長

それでは議案第21号のご説明を申し上げます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につきまして、下記のとおり、農地を農地以外のものにするための許可申請があったので、許可、不許可についての副意見を決定するものとするということでございます。

(1件の申請についての説明)

○議長

ただいまの事務局の説明に関連して調査委員からの報告をお願いします。

7番。

○7番

議案第21号の農地法第5条の許可申請に対する調査報告をいたします。

昨日9日7番委員、9番委員、17番委員、事務局立ち会いのもとに調査いたしました。

申請された農地の区分は農用地区域内にある農地となりますが、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる場合は、例外的に許可されることになっておりますが、本件においては、農用地利用計画の用途区分が「農地」から「農業用施設用地」に変更されておりますので、これに該当し、立地基準を満たしていると考えております。また、一般基準においても農地法第5条第2項及び施行規則第57条の不許可の要件に該当しないと思われまますので、一般基準も満たしていると考えております。

したがって、本件は、立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしている

と思われます。以上で報告を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま議案第 21 号の内容の説明と調査結果の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。この議案に対して何かご質問なりご意見なりないでしょうか。

何かありませんか。

(質疑・異議なし)

ないようですので、議案第 21 号は、全員賛成ということで決定をしまして、許可相当として県の方に進達したいと思います。

○議長

日程第 4、議案第 22 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。議案の説明を事務局よりお願いします。

○事務局

日程第 4、議案第 22 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について平成 30 年第 10 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による別冊の計画書について、9 月 28 日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

別冊のですね、総括表の方でご説明をしたいと思います。

(詳細説明)

以上ですね、計画要請の内容につきましては、経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。

よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

議案第 22 号の説明が終わりました。

全て適格要件を満たしているようですが、この件についてご質問なりご意見なりあったら出していただきたいと思えます。

農地利用集積計画に対して何かご意見等ありませんか。

(質疑・異議なし)

ないようですので、議案第 22 号の農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

○議長

続きまして日程第 5、議案第 23 号、多良木町農業振興地域整備促進協議会委員の推薦についてを議題といたします。

現在の委員さんは尾方委員さんですが、継続していかがでしょうか皆さん。

(「はい」の声あり)

皆さん、そのまま継続ということでご意見いただきました。

尾方委員いいでしょうか。

○尾方委員

はい。

○議長

それでは議案第 23 号については、尾方委員を推薦することに決定いたします。

○議長

日程第 6、議案第 24 号、事前調査委員の指名についてを議題といたします。

来月 11 月は、9 日金曜日 9 時からを事前調査、12 日月曜日 9 時からを総会ということで計画をしております。

この日程についてはいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、調査を 11 月 9 日金曜日 9 時から、総会を 12 日月曜日 9 時からと決定しまして、調査委員をお配りしている議案と若干変わりますが、3 番の小田委員、10 番の西委員、16 番の益田委員ということで交代がなされているようですが、三名の方よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは決定いたします。3 番の小田委員、10 番の西委員、16 番の益田委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

○議長

続きまして、報告事項に入ります。

日程第 7、報告第 8 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。

この報告を事務局より申し上げます。

○事務局

日程第 7、報告第 8 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、平成 30 年 8 月 26 日から平成 30 年 9 月 25 日までの分をご報告いたします。

(内容説明)

○議長

ありがとうございました。

ただいま報告第 8 号の説明が終わりました。

この件について何かご意見などありませんでしょうか。

(意見等なし)

ないようですので、以上で報告第 8 号は終わります。

以上で本日提案しておりました議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

議事録につきましては、発言内容に支障の無い範囲で調整させていただくことをご了承ください。

○事務局長

それでは、以上をもちまして平成 30 年度第 7 回多良木町農業委員会の総会を閉会いたします。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記